平成２６年（フ）第１３号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第５地割字恵水講76番地　大槌町大槌第３仮設団地Ａ－３－３、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町上町８番18号
債務者　小国喜美子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第２５５号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目６番７号
債務者　菊地小百合
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
茨城県笠間市下郷4540番地７　ムサシハウスＫ棟
債務者　小沼　修一
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１３６号
茨城県ひたちなか市東大島１丁目10番６号
債務者　石原　重晴
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
群馬県沼田市上久屋町1171番地　栄光ハイツＢ－101号
債務者　菅原　　恵
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
静岡県富士宮市山本413番地の１　ＡｒｃａｄｉａⅡ101、前住所静岡県富士宮市小泉2146番地の12　ソレーユ小泉201
債務者　影嶋　智美（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡300番地
債務者　松野　敏一
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２７８号
広島県東広島市西条町助実23番地１　コーポ円城寺210号
債務者　宝橋久美子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８１号
広島市西区福島町２丁目25番１－705号
債務者　藤川　文枝
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０８号
広島市東区上温品２丁目28番６号
債務者　中本　久志（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０９号
広島市東区上温品２丁目28番６号
債務者　中本　有香
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２９号
広島市西区己斐大迫２丁目27番８－306号
債務者　菅　真美子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５７号
広島市南区仁保２丁目16番24号
債務者　中山みどり
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６号
徳島県徳島市川内町北原154番地の１　オーキッドコートＤ202号室、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓39－２
債務者　佐條　仁恵
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９２号
香川県高松市香川町川東上1213番地９
債務者　高橋　康子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０８７号
福岡市東区土井１丁目18番８－305号
債務者　恒吉　生仁
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４３号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日６－1105号
債務者　篠崎葉留美（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部